

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価（全項目評価）の実施について（変更）
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱第5条第1項第2号

(担当部課：健康部保健予防課)

事業の概要

事業名	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価（全項目評価）の実施について
担当課	保健予防課
目的	新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する報告
対象者	新宿区民
事業内容	<p>1. 特定個人情報保護評価について</p> <p>特定個人情報保護評価は、国の行政機関や地方公共団体等が、特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイル）を取り扱う事務において、当該特定個人情報ファイルの取扱いを自ら評価するものである。</p> <p>特定個人情報ファイルは、この個人情報ファイルに個人番号が紐づいたもので、その取扱いについては厳しく制限されており、特定個人情報ファイルを取り扱う前に実施が義務づけられているのが特定個人情報保護評価（PIA）となる。</p> <p>2. 予防接種に関する事務の全項目評価書（概要）について（資料1 1－1 参照）</p> <p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種を実施する事務である。</p> <p>この度、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（以下「接種証明書」という。）のコンビニエンスストア等における自動交付（以下「コンビニ交付」という。）を令和4年7月から開始した。このことにより、現行の予防接種事務に新たな特定個人情報の取り扱いが生じたため、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の変更が必要となったことから実施するものとする。</p> <p>なお、予防接種事務に係る個人情報については、資料1 1－2のとおり。</p> <p>3. 全項目評価書の事後評価について</p> <p>特定個人情報保護の評価については、特定個人情報ファイルを保有する前または保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加える前に評価の再実施をすることを原則としているが、本件に関する評価の再実施については、特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得ると国及び個人情報保護委員会が見解を示したため、事後的に評価を実施する。</p> <p>4. 特定個人情報保護評価（PIA）を実施する理由</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種は全区民が対象となる。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務は、国の示す指針に従い実施する。</p> <p>本件については、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種について評価書の変更が必要となったため、評価を実施する。</p> <p>これらのことから、評価実施後、第三者点検を経て、新宿区情報公開・個人情報保護審議会へ報告した後、当該個人情報保護評価の公表を行う。</p> <p>5. しきい値判断（参考1 1－1）</p> <p>令和4年4月1日現在の対象者数（接種対象者数）が340,877人であることにより、「新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱」第4条の規定に基づき『全項目評価』を実施する。</p>

6. 素案

資料11-3のとおり

7. 特定個人情報保護評価の主な実施スケジュール

- ① 新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告
令和4年9月1日（令和4年度第4回）
- ② パブリック・コメントの実施
令和4年9月15日～10月14日
- ③ 第三者点検（専門性を有する外部の第三者による点検）
令和4年11月上旬～12月中旬
- ④ 新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告
令和5年2月2日（令和4年度第9回）（予定）
- ⑤ 個人情報保護委員会へ特定個人情報保護評価書提出及び区ホームページ等で公表
令和5年2月頃